(監督員用)

考査項目	細 別	a	b	С	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目			□ 施工体制一般に関して、監督員が	□ 施工体制一般に関して、監督員
		□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工・	文書による改善指示を行った。	からの文書による改善指示に従		
		□ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が	が確定した時期に提出している。			わなかった。
		- □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施コ				
			F期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。			
		□ 元請が下請の作業成果を検査している。	THE PLANT A P PLANTE TO STORY OF THE PROPERTY			
		□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致し	こている			
		□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の				
		□ 現場に対する本店や支店による支援体制を	•			
		□ 工場製作期間における技術者を適切に配置		7		
			における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えてい	' ∕o₀		
		□その他				
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	と比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(()		
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	-る。		
	Ⅱ. 配置技術者	a	b	С	d	е
	(現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目			□ 配置技術者に関して、監督員が文	□ 配置技術者に関して、監督員か
		【全体を評価する項目】			書による改善指示を行った。	らの文書による改善指示に従わ
		□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置:	技術者について指示事項が無い。			なかった。
		□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者	を選任及び配置している。			
		【現場代理人を評価する項目】	,			
		□ 現場代理人が、工事全体を把握している。				
			監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。			
		□ 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行				
			, っている。 里技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も記	変無ナスナのトナス		
		□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適り		TIM タ るひº/C タ る。		
		□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を				
		□ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、				
		□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		□ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づい	で、技術的な判断を行っている。			
		□ その他				
		し 理由:			기	
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	と比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(()		
	1		④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	⁻ る。		
	1					
	1					
		•			•	•

考査項目	細別	a	Ъ	С	d	е
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目			□施工管理に関して、監督員が文書	□施工管理に関して、監督員から
		□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理	うち、施工管理について指示事項が無い。		による改善指示を行った。	の文書による改善指示に従わなかった。
		□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映	したものとなっている。		7. 7/C ₀	
		□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。	0			
		□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。	0			
		□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画	書に基づき適時及び的確に行っている。			
		□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書	に基づき適時及び的確に行っている。			
		□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。				
		□ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理してい	いる。			
		□ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。				
		□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行	うっている。			
		□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出	ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。			
		□ その他 ()		
		理由:				
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	・比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	, and the second		
		'	S SHOT MAN CONTINUES AND STATE OF THE SHOPE	w ₀		
	Ⅱ. 工程管理	a	Ъ	С	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目		,	□ 工程管理に関して、監督員が文書	
		□「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理	について指示事項が無い。		による改善指示を行った。	の文書による改善指示に従わな
		□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映				かった。
		□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行って	-			
		□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の				
		□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対				
		□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行ってい	7			
		□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。	So (注)週休2日工事等において、週休2日(4週8份 1.下記評価項目に☑	N以上)が達成できた場合の評価方法		
		□ 休日の確保を行っている。(注)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
		□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	2.項目「その他」に☑及び理由欄に「週休2日の			
		□ その他(注) (☑ その他(理由:週休2日の確保を行って)	<u>'S)</u>		
		理由:				
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
			■ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	5.		
			The second secon			
					l	

細別	a	b	С	d	e
Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	□「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策 □ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施 □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特・□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が予 □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係	いる。 実施している。場特性を反映している。書が発生しなかった。 を用いて実施している。 び関係者間の協議に基づき実施している。		□ 安全対策に関して、監督員が文書 による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員から の文書による改善指示に従わな かった。
	評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した			
		④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	ప .		
			T		
IV. 对外舆係		b		9	e
		はは適切である	他の評価に該当しない		不適切である □ 対外関係に関して、監督員から
	□「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係 □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対し □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組	上調整を行い、トラブルの発生が無い。 行い、トラブルの発生が無い。 情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		による改善指示を行った。	の文書による改善指示に従わなかった。
	Number ## Sife				
	評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・c	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()		
	Ⅲ. 安全対策 IV. 対外関係	III. 安全対策 ●評価対象項目 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策 □ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施 □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対 □ その他 理由: ●判断基準 評価値が80%以上90%未満・・・・ 計価値が80%以上90%未満・・・・。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対し □ 関連工事との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対し □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組 □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地 □ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上・・・・ 電話の第0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	選切である は対域切である 他の評価に該当しない 一部	東京会有表 達別であた 技術を与いる 技術を与いる 現代を与えて できる対象 である音楽を見 ではないのフェックスへのも、定金書について潜来事気が無い。 であるが正常している。 であるが正常している。 であるができる ではないできる情報できるという。 であるが正常によっている。 日本書館とはでいる。 日本書館とはでいる。 日本書館とはでいる。 日本書館とはでいる。 日本書館とはでいる。 日本書館とはでいる。 日本書館とはでいる。 日本書館とは、対象を表表で発生のから、対象と表表である。 日本書館とは、対象とはでは、対象と表表で表のといる。 日本書館とは、対象とはできるとのできる。 日本書館とは、対象とはできる。 日本書館とないを表している。 日本書館とのなる。 日本書館とのはままれた。 日本書館とのなる。 日本書館とのなる。 日本書館とのはままれた。 日本書館とのなる。 日本書館とのはままれた。 日本書館とのは、 日本書館を表れまた。 日本書館とのは、 日本書館とのは、 日本書館とのは、 日本書館を表れまた。 日本書館とのは、 日本書館を表れまた。 日本書館とのは、 日本書館を表れまたまたまたまた。 日本書館とのは、 日本書館を表れまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた

考査項目	工種	а	b	С	d	е
及び出来ばえ	土木工事 ※管布設工事(開 削工事)を除く	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所 定の測定基準に基づき行われており、測定値 が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概 ね50%以内である。	基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定 の測定基準に基づき行われており、測定値が規 格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が 不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	□ 契約約款第17条に基づき、監督 員が改造請求を行った
		※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				
		① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形 ③ 出来形管理とは、「水道工事施工管理基準」の測定 等については、監督員と協議の上で出来形管理を ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価	・ 状及び寸法をいう。 定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体 を行うものである。	本系であるが、当該管理基準によりがたい場合		
	管布設工事	а	b	С	d	е
	(開削工事)	適切である ●評価対象項目 □ 出来形数量が設計数量を満足していることが容。 □ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理		他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が 不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	□ 契約約款第17条に基づき、監督 員が改造請求を行った。
		□ 出来形管理の撮影が、工事記録写真撮影基準 □ 出来形管理にあたり、基準が定められていないこ	・満足している。 「種について照査(有無も含めて)を行い、監督員と協議した基準で適切に管理を行っている。 所の管理について照査(有無も含めて)を行い、監督員と協議した箇所で適切に管理を行っている。 「成されている。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(4) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす)		

考査項目	工 種	а	b	С	d	е
3. 出来形	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が	
及び出来ばえ		●評価対象項目		不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	員が改造請求を行った。	
I. 出来形		□ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び	が出来形管理表により確認できる。		自て収音油がを行うた。	
	□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。					
		□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し	ている。			
		□ 設計図書で定められていない出来形管理項目1	こついて、監督員と協議の上で管理している。			
		□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。				
		□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。	い る。			
		□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめてい	い る。			
		□ 社内の管理基準に基づき管理している。				
		□ 設計図書に定められている予備品に不足が無い	\ _0			
		□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等に	こついて、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に	こ記録している。		
		□ その他 (
		理由:		J		
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	:比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()		
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	వ 。		
		'				
	電気設備工事	а	b	С	d	е
	通信設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		□ 契約約款第17条に基づき、監督
	受変電設備工事	●評価対象項目			不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	員が改造請求を行った。
		□ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び	が出来形管理表により確認できる。			
		□ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表	長などに記録され、適切に管理している。			
		□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。				
		□ 設計図書に定められていない出来形管理項目1	こついて、監督員と協議の上で管理している。			
		□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許	容範囲内である。			
		□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾	図書通り施工している。			
		□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに	ニ敷設している。			
		□ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施	している。			
		□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分か	り易く堅固に取り付けている。			
		□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等につい	て、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		□ 社内の管理基準に基づき管理している。				
		□ その他 (
		_ 理由:		J		
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	:比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()		
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	රි .		

考査項目	工 種	a	b	С	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土木工事 ※管布設工事(開 削工事)を除く	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定 の測定基準に基づき行われており、測定値が 規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概 ね50%以内である。	準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そ		□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員か 文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第17条に基づき、監督 員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				
		① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものと	する			
		② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格				
			・マンス。 項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のたる。	めの管理体系である。		
		┃	ては、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。			
		④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。			
	管布設工事	а	Ъ	С	d	е
	(開削工事)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督 員が改造請求を行った。
		●評価対象項目			文書で改善指示を行った。	真が以起明れを刊った。
			ート、検査証明書等)が施工前に提出され、設計図書の仕様を	満足している。		
		□ 品質管理の撮影が、工事記録写真撮影基準を	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		□ 品質が証明された材料等の搬入の証明資料(を				
		□ プレキャストコンクリート製品の外観確認が行われる ロ 仕様事等できなられた日所等理試験 A び測字				
		□ 仕様書等で定められた品質管理試験及び測定の結果がまとめられている。 □ 日原際理にななり、其準が完められていない工籍について昭本(右無す合めて)を行い、監督員と物議した其準で適切に管理を行っている。				
		□ 品質管理にあたり、基準が定められていない工種について照査(有無も含めて)を行い、監督員と協議した基準で適切に管理を行っている。 □ 品質の試験及び測定等に用いた計測器類の精度の確認が行われている。				
		□ 回真の試験及の例定等に用いて計例番類の相段の確認が打われている。 □ 掘削面が配管及び接合に支障がないよう平滑に仕上げられており、また、管に損傷を及ぼす恐れのある岩石や構造物等がない。				
		□ 管の接合が適切に管理されている。				
		□ 各種水圧試験が適切に実施されている。				
		□ 管(給水含む)のポリスリーブ被覆が適正に施工				
		□ 給水管分岐が、要綱に基づき適正に施工されて				
		□ 埋戻の材料及び締固めが適切に管理されてい				
		□ 路盤の現場密度試験を行い、締固め密度が規				
		□ アスファルト乳剤が対象範囲に漏れなく散布され				
		□ アスファルト舗装の温度管理、密度試験等が適				
		□ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強				
		□ コンクリートの運搬及び打設が、施工条件及び気	気象条件に適しており、定められた条件を満足している。			
		□ コンクリートの養生が適切に行われている。				
		□ その他 (
		理由:		J		
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した			
		評価値が80%未満・・・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とす	ప్		

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値	□ 契約約款第17条に基づき、監督
及び出来ばえ		●評価対象項目		が不適切であったため、監督員が 文書で改善指示を行った。	員が改造請求を行った。	
Ⅱ. 品質		□ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容	容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		ン 日 くみ ロ 1日/1.c 口 フ/C ⁰	
		□ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保	している。			
		□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承	諾図書として提出している。			
		□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し	して、成績書にまとめられている。			
		□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値	を満足している。			
		□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値	を満足している。			
		□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯	を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。			
		□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾	図書のとおり機能している。			
		□ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷	な設している。			
		□ 設備の取扱説明書を適切に作成している。				
		□ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交	換を必要とする部品並びに箇所を明示している。			
		□ 機器の配置について点検しやすくしている。				
		□ 設備の構造や機器の配置について、部品等の3	を換作業を容易にできる。			
		□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施	ēされ、試験成績表にまとめられている。			
		□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見る	っすい状態で表示している。			
		□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示して	こいる。			
		□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護	をしている。			
		□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を	を施していることが確認できる。			
		□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行	行うなど、積極的に取り組んでいる。			
		□ その他				
		理由:		J		
		●判断基準				
		評価値が90%以上・・・・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	比率(%)計算の値で評価する。		
		評価値が80%未満・・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(i i i i i i i i i i i i i i i i i i i		
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする	పె.		

考査項目	工 種	a	b	С	d	e	
3. 出来形	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値		
及び出来ばえ	通信設備工事	●評価対象項目		が不適切であったため、監督員が 文書で改善指示を行った。	員が改造請求を行った。		
Ⅱ. 品質	受変電設備工事	□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術材	検討を実施している。		入自て吸口は小で打った。		
		□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等					
		□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足	1				
		□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置					
		□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計	画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。				
		□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足	していることが確認できる。				
		□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足り	しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認	できる。			
		□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足して	いることが確認できる。				
		□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が	が確認できない場合において、工場試験などで確認している。				
		□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成	(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。				
		□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品	及び箇所を明示している。				
		□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え付	作業が容易にできる。				
		□ その他 ()			
		理由:		J			
		●判断基準					
		評価値が90%以上・・・・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。				
		評価値が80%以上90%未満・・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した	比率(%)計算の値で評価する。			
		評価値が80%未満・・・・・・・c	③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()			
	維持·修繕工事	a	Ъ	С	d	е	
	維持・修繕工事	適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	維持・修繕工事	適切である ●評価対象項目	ほぼ適切である		□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が		
	維持・修繕工事	適切である	ほぼ適切である		□ 品質関係の測定方法又は測定値	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	維持・1修繕工事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推授•修禧工事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	維持・1修繕工事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推抒•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推授•修禧上争	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推抒•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推授•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推授•修禧上争	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □ 理由 □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推 行• 修禧 上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推授•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•1修禧上争	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □ 理由 □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 理由 □ 料断基準	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □ 理由	ほぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んて	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ □ 理由	はぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んで クル等を勘案した提案等を行っている。	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □理由 □理由 □理由 □理由 □理由 □理由 □評価値が6項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んで クル等を勘案した提案等を行っている。	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイ □ 理由	はぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んで クル等を勘案した提案等を行っている。	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	
	推行•修禧上事	適切である ●評価対象項目 □常に緊急的な作業に対応できる体制を整えてい □緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、 □施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイニ □理由 □理由 □理由 □理由 □理由 □理由 □評価値が6項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はぼ適切である る。 施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んで クル等を勘案した提案等を行っている。	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督員が	□ 契約約款第17条に基づき、監督	

考查項目	細別		-	
考査項目 5. 創意工夫	知 別 I. 創意工夫	□ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関連搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山田盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工芸を限した。 □ 監土の締固度、杭の施工高さ等の管理等に関する工芸を取り入れた工芸の活用した情報化加点として起工測量から電熱品のみは除く)。 ※ 本項目は1点の加点とする。 □ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品、本項目は2点の加点とする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とは、行わないものとする。 ※ ICT活用による加点は最大2点の加点とがの割意工夫に寄与している技術を提案した場合があれる。 ※ 加点対象は受注者から新技術を提案した場合を担めるが表している技術に選定されている技術をいう信意を表しまる。 ※ 「有用とされる技術」とは、評定時に推奨技績優良技術に選定されている技術をいう信意、新技術の活用に関する上記2項目での加点と、新技術の活用に関する工夫。 □ 会等に関する工夫。 □ 会等とのからに関する工夫。 □ は2点の加点とする。 □ 全全を確生 □ 建設等所、対係のに設備等に関する工夫。 □ は2点の加点とする。 □ 安全を確と □ は2点の加点とする。 □ 安全を確と □ は3事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ は4事務所、労務者宿舎等の空間及び粉塵防止の場場事務所、労務者宿舎等の空間及び粉塵防止の場が表面では対スの処理及び粉塵防止の場が表面では対スの処理及び粉塵防止に見ているに関する工夫。 □ は4事務所、労務者宿舎等の空間及び砂磨防止	は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 する工夫。 で工夫に関する工夫。 施工方法に関する工夫。 施工方法に関する工夫。 における配線や配管等に関する工夫。 はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 関する工夫。 ともの等の仮設工に関する工夫。 多工夫。 まる工夫。 実る工夫。 関する工夫。 の全ての段階でICTを活用した工事(電子の表)のでは、 の方に、 の方に、 の方に、 の方に、 の方に、 の方に、 の方に、 の方に	大事項 (機造方改革)では、当該工事において、他の模範となるような取り組みを、以下の項目により、複数評価を可能とするが、 最大2点の即点とする。 「選集20点の即点とする。 (選集20点の即点とする。 「選手や女性技術者の発用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。 (その他) 「その他」 理由: 「こその他」 理由: 「こその他」 理由: 「こその他」 理由: 「こその他」 理由: 「こその他」 理由: 「こその他」 理由:
		□ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等	に関する工夫。 並びに作業中の換気等に関する工夫。	
	記述評価 (「レ」マークを付し た評価内容を詳細 記述)	評点:点	和188-1-人ソ中州中田 1-人ソア 1 在区 い 条件リア 1 在区 山 戦	
/* (性) * (ボ/エ)	***********************************	e Harifer Lay	-	

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、**工事担当課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。**
- ※5. 受注者から提出された「工事における創意工夫等実施状況報告書」の内容を評価するものである。
- ※6. 評価にあたっては、部長及び工事担当課長との合議をもって行うものとする。ただし、「【働き方改革】週休2日の確保に向けた企業の取り組み」を評価する場合は、担当部長及び工事担当課長との合議は不要とする。